第９号様式（第６条関係）

|  |
| --- |
| 年月日千代田区千代田保健所長　殿開設者　住所氏名　　　　　　　　　　　　電話番号　　（　　　）ＦＡＸ番号　　（　　　）歯科診療所開設届　歯科診療所を開設したので、医療法第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。記 |
| １ |  （フリガナ）名称 |  |
| ２ | 所在地 | 電話番号　（　　）　　　　　　　ＦＡＸ番号　（　　） |
| ３ | 診療科目 |  |
| ４ | 開設者 |  |
| 現に病院又は診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合 | 名称所在地 |  |
| 本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合 | 名称所在地 |  |
| ５ | 開設年月日 | 年月日 |
| ６ |  現 住 所管理者 |  |
| 管理者 |  氏 名 |  |
| 臨床研修等修了 |  年 月 日 |
| 免許証番号及び |  第 号 年 月 日 |
| ７ | 診療日時 |  |

|  |
| --- |
| ８　診療に従事する歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項 |
| 氏名 | 担当診療科名 | 診療日時 |  |
| 修了登録年月日 | 免許証番号及び |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
|  |  |  |  年 月 日 |  第 号 年 月 日 |
| ９　医療従事者（歯科衛生士、歯科技工士等） |
| 職種 | 氏名 | 免 許 証 番 号 |  登 録 年 月 日 |
|  |  |  第 号 |  年 月 日 |
|  |  |  第 号 |  年 月 日 |
|  |  |  第 号 |  年 月 日 |
|  |  |  第 号 |  年 月 日 |
|  |  |  第 号 |  年 月 日 |
| 10　従業者定員 |
| 歯科医師 | 歯科衛生士 | 歯科技工士 | 事務員 |  | 計 |
| 名 |  名 |  名 |  名 |  名 | 名 |
| 11　敷地の面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡（平面図は別添のとおり） |
| 12　敷地周囲の見取図　　　（別添のとおり） |
| 13　建物の構造概要及び平面図 |
| 構造概要 | 建築面積 | 延面積 |
| 　　　　　　　　　造　　　　　　　　階建て | ㎡ | ㎡ |
| 住宅と併設の場合またはビルディングの一部を使用する場合 |
| 住宅と併設の場合 | 　　　造　　　階建てのうち　　　階　　　㎡使用 |
| ビルディングの一部を使用する場合 | 　　　造　　　階建てのうち 　　　階　 　号室　 ㎡ |
| 平面図 | 別添のとおり |
| 14　歯科治療室 |
| 室面積 | 治療いす | 防火設備 | その他必要な設備 |
| ㎡ | 台 |  |  |
| 15　歯科技工室 |
| 室面積 | 防じん設備 | 防火設備 | その他必要な設備 |
| ㎡ |  |  |  |
| 16　エックス線装置及び診療室 |
| 開設時設置予定のエックス線装置 | 固定・携帯の別 | 用途 | 製作者名及び型式 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| エックス線 | 室面積 | 室内の構造概要 | 操作室の面積 | 暗室 |
| 面積 | 設備 |
| ㎡ |  | ㎡ | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  |
| 17　その他の施設 |
| 待　　合　　室 | 　　　　　階　　　　　㎡ | 消　毒　施　設 | ㎡ |
| 事　　務　　室 | ㎡ |  |  |
|  |  |  |
| 18　添付書類 |
|  （注1･2） (１)　開設者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注1･2）(２) 管理者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書 （管理者が開設者でない場合に限る）　　　　　　（注1･2）　　　　(３)　診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し(４)　建物の登記事項証明書（土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付）(５)　敷地の平面図(６)　敷地周囲の見取図(７)　建物の平面図（縮尺100分の１以上のもの）1. エックス線診療室の放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺50分の１以上のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること）

（注１）平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の４第1項の規定による登録を受けた者とみなす。（注２）平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって、平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、一部改正法第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の４第1項の規定による登録を受けた者とみなす。 |